

秋田県暴力団排除条例

が制定されました。平成23年3月14日施行
一部、同年7月1日施行

この条例は、秋田県、県民、事業者、関係機関・団体が連携を強化し、社会が一体となって暴力団を排除し、

「日本一安全で安心な秋田」

を実現するために制定されました。



暴力団を恐れない **暴力団を利用しない**

暴力団に資金を提供しない

条例の主な禁止事項

- 学校等施設の周囲200mの区域内では、暴力団事務所の新たな運営が禁止されます。
- 事業者が、暴力団の威力を利用することや暴力団に協力する目的で、暴力団員に金品等を渡すことなどが禁止されます。
- 暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。

秋田県・秋田県警察